

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000199 減圧弁保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内一円地内
	種類	保守点検業務委託
	概要	減圧弁保守点検業務 一式 外部点検及び調整 11基 内部点検及び調整 5基
相手方	名称	(株)森田鉄工所 東京営業支店
	代表者	支店長 高橋 礼
	所在地	東京都千代田区岩本町2丁目4番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>既存機械については、上記業者の製品であり、機械に精通していることから、当該業者と随意契約するものである</p>	
<p>工事等担当課名 [建設部 水道課 工務係]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000200 小高中エレベーター設置工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区吉名字中坪地内
	種類	業務委託
	概要	建築工事監理業務委託（小高中） 校舎エレベーター新設 鉄骨造3階建て 延床面積 32.4 m ² 乗用 13人乗り
相手方	名称	株式会社山口建築設計事務所
	代表者	代表取締役 山口 寛
	所在地	郡山市八山田四丁目9番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、小高中エレベーター設置工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、より効率的な工事監理を行うことが出来ることから、当該工事に係る上記設計業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000214 原三小再生可能エネルギー設備導入整備実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上町一丁目地内
	種類	業務委託
	概要	再生可能エネルギー設備 一式
相手方	名称	株式会社山口建築設計事務所
	代表者	代表取締役 山口 寛
	所在地	郡山市八山田四丁目9番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業者は、「原三小耐震改修設計業務委託」の受託事業者であり、原町第三小学校における耐震補強設計及び改修実施設計を行っていることから、建物屋上に太陽光発電設備等を設置する本事業においては、建物の強度及び構造等の内容が非常に重要な要素であり、耐震改修設計に併せた設計が必要であることから、本業務委託を迅速かつ確実に設計可能な当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔新エネルギー推進課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000215 太田小再生可能エネルギー設備導入整備実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区益田塩釜地内
	種類	業務委託
	概要	再生可能エネルギー設備 一式
相手方	名称	有限会社鈴木設計
	代表者	代表取締役 鈴木 勇人
	所在地	福島市岡部字高畑1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業者は、「太田小耐震改修設計業務委託」の受託事業者であり、太田小学校における耐震補強設計及び改修実施設計を行っていることから、建物屋上に太陽光発電設備等を設置する本事業においては、建物の強度及び構造等の内容が非常に重要な要素であり、耐震改修設計に併せた設計が必要であることから、本業務委託を迅速かつ確実に設計可能な当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔新エネルギー推進課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000216 大甕小再生可能エネルギー設備導入整備実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大甕鶴蒔地内
	種類	業務委託
	概要	再生可能エネルギー設備 一式
相手方	名称	有限会社寿設計
	代表者	代表取締役 木村 壽夫
	所在地	いわき市郷ヶ丘一丁目33番地の3
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業者は、「大甕小耐震改修設計業務委託」の受託事業者であり、大甕小学校における耐震補強設計及び改修実施設計を行っていることから、建物屋上に太陽光発電設備等を設置する本事業においては、建物の強度及び構造等の内容が非常に重要な要素であり、耐震改修設計に併せた設計が必要であることから、本業務委託を迅速かつ確実に設計可能な当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔新エネルギー推進課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000217 石二小再生可能エネルギー設備導入整備実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大木戸西原地内
	種類	業務委託
	概要	再生可能エネルギー設備 一式
相手方	名称	株式会社白井設計
	代表者	代表取締役 白井武男
	所在地	会津若松市インター西56番地6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該事業者は、「石二小耐震改修設計業務委託」の受託事業者であり、石神第二小学校における耐震補強設計及び改修実施設計を行っていることから、建物屋上に太陽光発電設備等を設置する本事業においては、建物の強度及び構造等の内容が非常に重要な要素であり、耐震改修設計に併せた設計が必要であることから、本業務委託を迅速かつ確実に設計可能な当該事業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔新エネルギー推進課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 1 8 原町区水道給配水施設管理台帳作成業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内外
	種類	台帳作成業務委託
	概要	給配水施設管理台帳作成 1.0 式 マッピングデータ補正 1.0 式 補正属性情報入力 1.0 式 ファイリングデータ構築 1.0 式
相手方	名称	フジ地中情報株式会社 東北支店
	代表者	支店長 福川 孝道
	所在地	宮城県仙台市泉区八乙女 1-1-13
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、水道施設管理を行っている既存マッピングシステムのデータ更新とメンテナンスを実施するものであり、このシステムを開発した上記業者のみが更新作業等を実施することができることから、当該業者と随意契約したい。</p>	
工事等担当課名 { 建設部水道課工務係 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4252000219 みちのく鹿島球場災害復旧改修設計業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区南右田字榎内地内
	種類	業務委託
	概要	東日本大震災により被災した体育施設の復旧を行う。 土木測量設計 一式 電気機械設備設計 一式 建築設計 一式
手方	名称	一般財団法人 ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 瀬戸 孝則
	所在地	福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、災害により被災した、みちのく鹿島球場復旧のための設計業務である。当該業者は、当該施設の設計業者であり施設の細部にわたり精通していることから信頼性、技術力、経験等から判断し、優れた成果品が期待できる上記業者との随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名 [文化スポーツ課]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 2 2 南相馬市立総合病院処置室増築工事設計監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町2丁目地内
	種類	業務委託
	概要	南相馬市立総合病院 処置室増築(約40㎡)監理
相手方	名称	株式会社 関・空間設計
	代表者	代表取締役社長 渡邊 宏
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町2丁目1番8号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業者は、南相馬市立総合病院処置室増築工事の実施設計を受注しており、実施設計に沿った適切な監理が可能と判断し、随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 3 2 拠点施設外構補足設計業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字榎木沢地内
	種類	設計業務委託
	概要	敷地外構設計 1式 敷地排水設計 1式
相手方	名称	株式会社 福建コンサルタント
	代表者	代表取締役 木幡俊一
	所在地	南相馬市原町区日の出町528番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、「平成22年度委託第18号 南相馬市サービスエリア利活用拠点整備事業敷地造成測量設計業務委託」の成果について東日本高速道路株式会社との協議を行った結果、修正作業が発生したことに伴う設計業務である。</p> <p>上記業者は前段の業務履行者であり、現場に精通し設計内容を熟知しておることから、精度の向上、成果の整合、経費節減が図られるものである。</p> <p>以上の理由により、本業務委託を迅速かつ確実に設計可能な当該事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { サービスエリア利活用推進課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 1 6 4 原二小屋外プール改築工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区橋本町一丁目地内
	種類	業務委託
	概要	建築工事（原町第二小学校） ・プール、附属建物新築工事：プール：25m、6コース 附属建物：RC造平屋建て、S造平屋建て A = 102.90㎡ ・既存プール、附属建物解体：プール：25m、8コース 附属建物：S造平屋建て A = 87.00㎡
相手方	名称	株式会社内田建築設計事務所
	代表者	代表取締役 内田 英伍
	所在地	福島市中町9番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、原二小屋外プール改築工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知していることにより、的確な工事監理を行うことができるのは上記業者のみと見込まれることから、当該工事に係る上記設計業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 { 教育総務課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000166 鹿島区西川原災害公営住宅建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区鹿島字西川原 地内
	種類	業務委託
	概要	監理業務 鹿島区西川原災害公営住宅 ・木造平屋建て 54.66㎡ 18棟 ・木造2階建て 77.85㎡ 10棟 ・集会所 木造平屋建て 34.78㎡ 1棟 ・電気・機械設備工事一式
相手方	名称	(株)内田建築設計事務所
	代表者	代表取締役 内田英伍
	所在地	福島市中町9番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 上記業者は、実施設計業務の委託業者であり、設計内容を熟知し的確且つ効率的な工事監理を行うことができることから上記業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [建築住宅課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付きしないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4252000177 南相馬市まごころセンター改築工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区横手字川原 地内
	種類	業務委託
	概要	工事管理業務 南相馬市まごころセンター改築工事 ・鉄筋コンクリート造2階建て A = 887.15 m ² ・自転車置場、ゴミ置場 一式 ・外構工事 一式
相手方	名称	株式会社 小島建築設計事務所
	代表者	代表取締役 小嶋 裕一
	所在地	福島市北沢又字稲荷中川原1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、実施設計業務の委託先であることから設計内容を把握しており、適切且つ効率的な工事監理業務を行うことができる唯一の業者であるため上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課〔鹿島区地域振興課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 0 6 石神中校舎耐震改修(第2期)工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区石神字北畑地内
	種類	業務委託
	概要	工事監理業務 耐震補強工事・改修工事 ・鉄筋コンクリート3階建て 延床面積1,997㎡(第2期)
相手方	名称	株式会社白井設計
	代表者	代表取締役 白井 武男
	所在地	会津若松市インター西56番地6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、石神中耐震改修工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知していることにより、的確な工事監理を行うことが出来るのは上記業者のみと見込まれることから、当該工事に係る上記設計業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [教育総務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。